

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成27年11月24日
開会時刻	午後2時5分
閉会時刻	午後3時32分
出席委員名	◎浜口 和久 ○世古 明 上村 和生 北村 勝
	辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 山本 正一
	宿 典泰
	小山 敏議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中田 隆人
協議案件	流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しについて
	伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について
	第2次伊勢市総合計画の進捗状況について《報告案件》
	三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組状況について《報告案件》
	伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について《報告案件》
	サンライフ伊勢の指定管理について《報告案件》
	お伊勢さんプレミアム付商品券について《報告案件》
	伊勢お得旅商品券事業について《報告案件》
説明者	上下水道部長、下水道建設課長、上下水道総務課長 情報戦略局長、情報戦略局参事、情報調査室長、企画調整課長 産業観光部長、産業観光部参事、農林水産課長、商工労政課長、観光誘客課長 その他関係参与

☆協議経過並びに概要

浜口委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しについて」、「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」、「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組状況について」、「伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について」、「サンライフ伊勢の指定管理について」、「お伊勢さんプレミアム付商品券について」、「伊勢お得旅商品券事業について」順次説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後2時5分

◎浜口和久委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

なお、案件一覧中、「お伊勢さんプレミアム付商品券について」、及び「伊勢お得旅商品券事業について」以上2件につきましては、通知にはございませんでしたが、報告案件として追加いたしております。

追加案件の資料につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいさせていただきます。

議員間の自由討議については、申し出がございましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しについて】

◎浜口和久委員長

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しについて」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

上下水道部長。

●高谷上下水道部長

本日は大変御多忙のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、協議いただきます案件は、先ほど委員長より御案内のありました「流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しについて」ほか1件と、報告案件として、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」ほか5件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

●倉野下水道建設課長

御説明の前に、恐れ入りますけれども字句の訂正をお願い致します。

資料を1枚おめくりください。

なかほどに、「(2) 見直しの考え方(ポイント)」とございますが、正しくは、番号が(3)でございます。

まことに申しわけございませんが、訂正をおねがいたします。

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しについて」御説明申し上げます。

お手元の資料1をごらんください。

まず、現在の状況について御説明させていただきます。

本市の下水道事業の人口普及率は47.6%であり、全国平均77.6%に比べると大きくおくられている状況でございます。

続きまして、下水道全体計画の見直しの背景と目的でございますが、三重県では、平成27年度を最終年度とする現在の生活排水処理に関する都道府県構想を国土交通省、環境省等の三省が連携し、汚水処理施設をより効率的かつ早期に進めることができるよう公表したマニュアルに基づき見直すこととしており、これにあわせ、本市でも県内の各市町と足並みをそろえ、生活排水処理施設整備計画の見直しを行う必要があります。

下水道全体計画もこれにあわせ見直すものでございます。

続きまして、資料を1枚おめくりいただき2枚目をごらんください。

全体計画の見直し方針でございますが、今回の見直しに際しては、先ほど御説明申し上げたマニュアルに基づき、下水道と合併処理浄化槽との経済比較を基本として見直しを行います。

また、平成37年度と平成47年度の中長期目標をあわせて作成いたします。

次に見直しの検討対象区域でございます。

恐れ入りますが、1番最初の図面、図-1 検討対象区域図もあわせて御高覧ください。

太い線で囲まれ着色された区域が現在の下水道全体計画でございます。

そのうち、灰色に着色した区域が第1期から第4期計画として事業計画済みとなっている区域で、その残りの区域が見直しの対象区域となります。

ただし、用途区域内で供用区域に囲まれた農地、供用済みの流域幹線沿いの区域につきましては、現時点では、引き続き土地利用の動向を見守ることとして今回の見直し検討対象区域から除く、すなわち下水道区域として残す区域とします。これが緑色に着色した区

域となります。

したがって、今回の見直し検討対象区域は、オレンジ色に着色した区域となります。続きまして、見直しのポイントでございます。

図面を1枚おめくりいただき、図-2 検討区域をあわせてごらんください。

家屋間の距離や連担状況を考慮し、検討区域を決定します。

青色の線で囲んだ区域が検討区域のラインとなります。

次に、この検討区域内を下水道で整備した場合の建設費と維持費を耐用年数で割り、1年間にかかる費用として算出したものと、同様に合併処理浄化槽で整備した場合の1年にかかる費用とで比較を行います。

図面を1枚おめくりいただき、図-3 検討結果をあわせてごらんください。

経済比較の結果、青色で着色した区域が下水道が有利となる区域、黄色で着色した区域が合併処理浄化槽が有利となる区域でございます。

次に、この結果をもとに判定を行います。

図面を1枚おめくりいただき、図-4 全体計画見直し（案）をあわせてごらんください。

検討結果をもとに区域を見直しますが、流域幹線が未整備である西豊浜町から有滝町、村松町を經由し東大淀町に至る大淀幹線沿いの区域は、下水道が有利な区域と合併処理浄化槽が有利な区域とが混在するため、今後の動向を見守ることとし、引き続き下水道区域といたします。

これにより、今回の見直しで下水道区域から合併処理浄化槽区域となる区域は、黄色で着色した区域、図面左から栗野町、小俣町宮前、同町元町、大湊町、二見町荘、同町松下、同町江の一部区域となり、残りの赤色で着色した区域は、引き続き下水道全体区域となります。

続きまして、中期及び長期に整備する区域の選定について御説明いたします。

恐れ入りますが、資料、図面とも1枚おめくりいただき、資料3枚目と図面-5 中長期整備計画図（案）をあわせてごらんください。

見直し後の下水道全体計画区域を、第4期計画の選定に用いた指標を参考に、平成37年度の中期、平成47年度の長期目標期間内に整備する概ねの区域を決定します。

選定に関しては、勢田川の水質改善の推進、人口動向、経済性などの6つの指標により評価し、評価の高い区域を順番に抽出し、中長期に整備を行う目標区域を選定いたしました。

ピンク色で着色した区域が平成37年度を目標に整備を進める区域で、青色で着色した区域が平成47年度を目標に整備を進める区域となっております。

なお、平成30年度を目途に進める予定の第5期計画の選定に際しては、この区域割りを参考にさらに検討を重ね区域の選定をしたいと考えており、ピンク色の区域がそのまま第5期計画区域となるものではございません。

最後に、今後の予定について御説明いたします。

本日、御説明申し上げました、流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しにつきましては、11月27日、伊勢市下水道事業審議会に諮問申し上げ、1月中旬を目途に御審議いただき、答申をお願いすることとしております。

その結果をもって、再び産業建設委員協議会の開催をお願いし御協議いただき、その後、

三重県に計画案を提出したいと考えております。

以上、「流域関連伊勢市公共下水道事業全体計画の見直しについて」御説明申し上げました。何とぞよろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
宿委員。

○宿 典泰委員

1点だけ確認をさせていただきます。

当然のことながら、財政収支計画というのを出していただいておりますけれども、この1番最後の中長期の整備計画図を見せていただくと、ピンク色のところが平成37年、水色が平成47年ということですが、計画では平成32年度まででしたかね、我々が財政収支計画のなにかをいただいておりますのは。

それ以後についてですが、投資額はどれぐらいになるんですか。財源の裏づけというのか、大丈夫かなど。地方交付税の問題もあって非常にカットされるようなことも聞いておると、非常に大変かなというのがあるんですけれども。

◎浜口和久委員長

上下水道総務課長。

●中川上下水道総務課長。

財政収支計画のことですので、私のほうから御説明をさせていただきます。

先ほど、委員のお話がありました現在の財政収支計画でございますが、これにつきましては、平成24年度に第4期事業計画、これを作成するに当たりまして見直しを行っております。これにつきましては、平成37年度を最終年度ということで策定をさせていただきます。

その中で平成32年から平成37年、この今現在の中長期計画でございますけれども、この面積につきましては、この財政計画の面積ということで算定をさせていただきます。

ということでございますので、大きく財政計画にかわりはないということでございます。今回の見直しにつきましては、あくまでも現時点において伊勢市の公共下水道を整備していこうという区域の見直しを行うものでございます。

ということでございますので、我々といたしましては、先ほど御説明をさせていただきました第5期事業計画、これを作成する時点の平成30年ごろに財政計画を見直して、御審議を賜りたいと考えております。

ただ、計画策定から3年程度経過しております。

26年度決算時点でほぼ計画どおり進捗しておりますが、おっしゃるとおり労務単価等々の経費等も上がっております。補助事業の経費というのも国のほうの変更も想定されておりますので、例えば、この3年間の検証を含めまして、現時点での見直しにつきましては、チェックを行っておるといところでございます。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員
平成37年から平成47年の10年間の財政投資額というのは出てないんですね。

◎浜口和久委員長
上下水道総務課長。

●中川上下水道総務課長
財政計画上では平成37年でございます。
ただ、我々もこの計画にあたりまして、おおよその概算でございます、現時点の概算でございますけれども、事業費といたしましては、約200億円程度ということでございます。
ただ、これは現時点の数字でございますので、これに県の管橋、これの建設負担金が入っておりませんので、当然ここら辺も含まれるということでございますので、明らかにこの事業計画を立てる時点できちんとチェックをいたしまして、財政との、収支とのバランスを考えて事業を進めていきたいということを考えております。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。
山本委員。

○山本正一委員
図をずっと見ておるんですが、図-3で合併浄化槽が有利というような判定が出ておるんですが、図-4になりますと下水道計画区域ということになっておりまして、図-5を見ると整備していくということで若干意味がわからないんですが、説明していただけたらありがたいかなと。

◎浜口和久委員長
下水道建設課長。

●倉野下水道建設課長
説明が至らず申し訳ございません。
おっしゃるとおり、図-3と図-4で合併処理が有利と判定されたところでも、図-4におきましては、下水道区域となっているところがございます。
そちらにつきましては、大淀のほうのいわゆる大淀幹線と呼ばれる区域でございます。
こちらにつきましては、下水道が有利な区域と合併処理浄化槽が有利な区域が混在しております。
ただ、この区域の幹線につきましては、明和町の山大淀地区が最終の取り入れる地区で

ございまして、これから明和町さんとも慎重に協議を進めていかなければならない、こういったこともございまして、現在、こちらのところを下水道区域から外すというのがいかなものかということで、私どもとしましては、下水道区域として引き続き見守っていかうということで今回は判断をさせていただいたということでございます。

◎浜口和久委員長

山本委員。

○山本正一委員

わからんことはないんですが、それやったら初めから下水道区域にしておいたら。有利やとかいうことになってきたら、市民の人はこっちのほうが安いやろと、なんでいかなのやというような話になってきたときに説明がつかんのと違うのかな。そういうことですやろ。合併処理浄化槽やったら金いらんのやで、今のままでええんやで。

けれども、今度は下水道につなげることにおいて金がいってくるんやで、こういう判定がでておったらこのままでええやないかというようにならんのかな。

その説明が役所としてうまくできればいいけれども、できやんだらこれが先に出ていくと、一体どうなっとんのやということになるんで質問しておるんです。

◎浜口和久委員長

下水道建設課長。

●倉野下水道建設課長

御指摘のとおりだと思います。

ただ、これだけ大きな処理区でございしますので、いきなり下水道区域という判定はなかなかしにくいということもございしますので、検討はさせていただきました。

ただ、非常に人口動向がこれから注視していかなければいけない区域だということがありますので、あくまで今回の見直しの検討では、一旦、下水道区域という判定をしましたが、今後、30年度に予定しております第5期の計画時とか、そういったことで逐次注意深く見守っていきながら、今後のあり方について慎重に協議をしていきたいと、このような格好で御説明を申し上げたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について】

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」を御協議願います。
当局から説明をお願いいたします。
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、伊勢市公共施設等総合管理計画（案）につきまして、御説明申し上げます。
資料2-1をごらんください。

本計画案につきましては、外部委員7名で構成されます検討委員会をことしの2月に設置しまして、これまでに6回の委員会を開催し、意見をちょうだいしながら策定したものでございます。

それでは説明させていただきますので、表紙をお開きください。

1 ページに、本計画を策定した背景と目的を記載しております。

人口減少、少子高齢化の進行が深刻であり、将来、公共施設等の更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっていくことから、平成26年4月に総務省から各自治体に対し、今後の公共施設等の戦略的な管理方針等を定めた計画の策定が要請されました。

こうした背景から、本市におきましても長期的な視点をもちまして公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、本計画を策定するものでございます。

2 ページをお開きください。

本市では、これまで公共施設の課題に対しまして平成19年12月に施設見直しガイドラインを策定し、また、平成24年8月には、公共施設マネジメント白書を発行してまいりました。

本計画は、これらの理念を引き継ぐものとし、公共施設等の今後のあり方につきまして基本的な方向性を示すものとして位置づけるものいたします。

3 ページの計画期間としましては、今後、約30年間に公共施設等の更新時期が集中することが見込まれますことから、2044年までの30年間というふうに定めております。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進捗状況、上位計画、関連計画などとの整合を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定などを充実、継続的な見直しを行うことといたしております。

本計画が対象とする範囲でございますが、公営企業にかかる施設等も含めまして本市が保有するすべての公共施設、インフラ資産といたします。

次に、本計画を策定するに当たりましては、今後の更新費用等を推計する必要があるございますが、公共施設につきましては、総務省が公開しております更新費用試算ソフト、こちらのほうを活用し、インフラ試算につきましては、試算ソフトによらず各施設所管部署におきまして推計をしております。

4 ページをお開きください。

こちらが総務省が公開しております「試算ソフトの仮定の置き方」、こういったものを

記載しております。

このソフトにおきましては、試算期間を調査年度から40年間、耐用年数を60年というふうにし、更新年数に一定の考え方を設定するとともに、先行して更新費用の試算に取り組んでおります地方公共団体の調査実績等、そちらから単価を設定しておりますので御高覧をいただきたいと思います。

5ページの実施計画の策定でございますが、本計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や実施方針とあわせ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めております。

これらの方針等に基づき、本計画の実施計画として施設類型別にその所管部署において施設類型別計画を策定いたします。

このことから、既に策定済みの学校や、保育所の整備計画や長寿命化計画等につきましては、本計画策定後においては、本計画の実施計画に位置づけることになります。

ただし、策定済みの計画であっても、本計画全体の進捗を図る視点で必要なものは見直しを行うことになります。

なお、施設類型別計画の策定には、地域別の適正な施設配置の考え方も含め策定することといたします。

6ページをお開きください。

第2章では、公共施設等の現状と将来見通しを記載しております。

まず、公共施設の現状につきましては、平成27年4月1日現在で保有状況は表のとおり580施設で、7ページの延べ床面積構成比をごらんいただきますと、学校と公営住宅で全体の約6割を占めておりまして、学校が最も多くの面積を占めておりますことについては、全国の市町村に共通する傾向ですけれども、少子化が進む中で学校数の削減や複合化等の取り組みは、本計画で大きな要素を占めることとなります。

8ページをお開きください。

上段の築年別の整備状況をごらんいただきますと、本市の公共施設が昭和40年代半ば以降、昭和の時代に集中して建築されておりまして、現状のまま維持管理を進めますと、大規模改修や建てかえといった更新時期を集中的に迎えることがグラフからも見て取れます。

9ページには、インフラ資産の同じく平成27年4月時点での現状を記載しておりますので御高覧ください。

10ページをお願いいたします。

先月策定しました人口ビジョンのほうから、人口の推移と将来展望を記載しております。今後の人口構成の変化は、財政力の低下、公共施設に対するニーズの変化、これに大きく影響を及ぼすことを認識していくことが必要だというふうに整理しております。

13ページをお開きください。

財政の状況につきまして、19ページに歳入、次の14ページに歳出、それぞれの平成17年度から10年間の推移を分析しております。

続いて、15ページの公共施設等に関する更新費用の見通しでございますが、本市が保有する公共施設をそのまま持ち続けた場合の更新費用と、インフラ資産に対し長寿命化対策等を実施しないと仮定した場合の更新費用とを合計いたしますと、2015年からの40年間、これは試算ソフトが40年間で試算しますので、40年間においては、約4,169億円が必要に

なるということで、1年あたりでは約104億円ということになります。

これらにつきまして、16ページで公共施設とインフラ資産別に分けてグラフで示しておりますので、御高覧をいただきたいと思えます。

17ページには、この第2章の総括としまして、本市の現状と課題の基本認識を整理しております。

現状のままでは、更新時期を集中的に迎え財政負担が懸念され、将来、公共施設等の更新は財政上の大きな課題となります。将来の公共施設のあり方を確立することが求められ、それには、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要となります。

18ページをお開きください。

第3章では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載しております。

まず、基本的な考え方でございますけれども、財政負担の軽減及び平準化と、その一方で、安全安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供を目指すこと、これを本計画の共通方針といたします。

19ページの基本方針でございますが、本計画の対象とする公共施設、インフラ資産、それらについては、提供する公共サービスにおける役割に違いがあるというところから、それぞれに基本方針を定めることとしております。

具体的には公共施設につきましては、その役割が市民生活及び市民活動の場を提供することから、基本方針としましては、保有総量を抑制し、更新、維持管理経費を削減することなど4点としております。

一方、インフラ資産につきましては、役割が日常生活や経済活動における重要な基盤でありまして、大規模災害時等に重要な基盤施設になることから、すでに敷設しました道路などを廃止して総量を抑制するといったことは難しいこととなりますので、基本方針としましては、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化や、新規整備は、安全確保、生活環境維持を重視する中で優先度をはかり実施するなど4点としております。

20ページをお開きください。

目標値の設定と目標達成の手段でございます。

考え方は囲み枠内に記載しております。

計画期間におきます更新及び新規整備にかかる費用の見込み額と、人口規模から算出した充当可能額、これとの差額を目標額としまして、目標値は、公共施設、インフラ資産別にするとともに中間目標を設定し目標達成を目指します。

また、目標達成の取り組みは、更新等費用の抑制と充当額の確保の双方から進めることとしまして、目標達成の手段は、公共施設、インフラ資産、それぞれの基本方針を踏まえ設定したいと思っております。

この考え方に基づきます目標値でございますが、目標年度とする2044年の将来人口として人口ビジョンにおいて展望します生産年齢人口4.9万人をもとにいたしますと、2015年から2044年までの30年間で1,445億円の目標達成を目指すということといたします。

公共資産、インフラ資産別の10年ごとの中間目標は表のとおりでございます。

また、21ページには、目標値を算出した内訳を、また、22ページは、目標設定のイメージを記載しておりますので御高覧いただきたいと思えます。

22ページ、下段のところの目標達成の手段でございますけれども、目標を達成していく

には、更新等費用の抑制を進めていくということが大前提になりますけれども、その一方で、充当額の確保も必要となりますので、双方から取り組みを進めるということとしております。

23ページには、更新等費用を抑制する手段を記載しております。

提供するサービスの違いから、公共施設とインフラ資産それぞれに手段を定めておりまして、公共施設につきましては、大規模改修や建てかえ時に統合、廃止を積極的に行うことを初め5点を、インフラ資産については、適切な維持管理を徹底し資産の長寿命化をはかることを初め5点を、更新等費用を抑制する手段としております。

なお、次のページには、取り組みのイメージを記載しております。

25ページをごらんください。

続きまして、充当額を確保する手段を記載しております。

公共施設につきましては、施設の廃止後の土地を売却し売却益を得ることや、国県等の可能な限り有効な交付金等の財源措置を活用することを初め7点を、インフラ資産につきましては3点を、充当額を確保する手段としております。

続いて、26ページから28ページまでにつきましては、公共施設等の管理に関する具体的な実施方針を記載しておりますので、御高覧をいただきますようお願いいたします。

29ページをお開きください。

ここでは、公共施設につきましてはの将来の方向性を導き出すための整備方針を定める具体的な手順というものを記載しております。

まず、公共施設の使用状況等の管理情報等を整理いたしました施設カルテ、こういったものを作成します。

次に、将来人口の減少や年齢構成の変化に応じた施設の利用ニーズ及び財政の見通しと、安全安心を担保する視点から目標値の達成を見据えまして、施設類型別及び地域別の適正保有量を把握します。

そして、次の30ページの③に記載しておりますとおり、基本方針や実施方針等を踏まえながら、施設カルテ、施設類型別及び地域別の必要保有量、そういったものを総合的に分析、評価をしまして、将来保有を続ける施設、供用を廃止していく施設、他の施設へ統合していく施設等、こういったものを検討しまして施設類型別計画を策定したいと思っております。

施設個々の評価の種類は、下の表に書いておりますとおりでございます。

31ページには、公共施設等の将来の方向性を導く手順のイメージを表現させていただきました。

32ページをお開きください。

第4章推進体制でございます。

まず、全庁的な取り組み体制でございますが、行政財産の管理の現状は、必ずしも情報が全庁的に共有されているとは言えません。

今後は、庁内に関係部局長等により構成されます公共施設等管理調整組織、こういったものを設置しまして、部局横断的に検討を進める体制を整備いたします。

また、必要に応じまして、その下部組織として作業部会を設置し、具体的な協議、調整や取り組みを進めていきたいと考えております。

また、公共施設等の全体的な情報を管理集約し、総合調整を行う担当部署を設置しまして、財政担当部署との連携を図りながら適切な管理と推進を実施してまいります。

そのほか、33ページに示しますとおり、財政との連携、情報の管理と共有、フォローアップ、議会や市民との情報共有、こういったものを図っていきたいと考えております。

34ページをお開きください。

第5章では、今後、施設類型別計画を策定していくうえでの基本的な考え方を基本方針として示しております。

34ページから58ページで、公共施設におきます類型別の基本方針を、そして、59ページから72ページまでに、インフラ資産におきます類型別の基本方針をそれぞれ記載しておりますので、御高覧をいただきたいと思っております。

なお、各常任委員協議会で所管されます施設と第5章の施設類型の関連につきましては、本日の資料としてお配りしております資料2-2、こちらをごらんいただきたいと存じます。

最後に今後の予定を申し上げます。

議会から本日御意見をいただきました後、12月11日から1月15日までパブリックコメントを行いますとともに、この期間中に市内4カ所で説明会を開催し、市民の皆様から御意見をちょうだいしたいと存じます。

ちょうだいした御意見を参考にさせていただき、今年度中に本計画を策定するということとしております。

なお、設備類型別の計画につきましては、来年度に策定を進めますことから、設備系列別計画策定以降の予算編成に反映をさせ、策定までの期間は本計画の基本方針を考慮して実施していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明につきまして御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

少し確認をさせていただきたいのですが、先ほど、行政財産のことばかりなんであれですけれど、行政財産から普通財産に変えていくという方向性というのは、お考えというのはここには出てくるんですかね。

◎浜口和久委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

財産につきましては、建設の際に投入しております財源等の課題もありますので、そちらの整理をしながらといいますか、そのあとは一般の財産にかえてこれからの有効な活用というものを考えていきたいと考えております。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

行政財産ですので、なかなかその目的外で使用するの難しいということがあるかと思っておりますが、目的で借り入れ等もおこしてやっているということもありますので、その辺が終わった段階での、目的外になりますけれど、例えば、学校であったりとか市営住宅であったりとか、活用方法というのがいろいろあると思います。民間にお願いするとか考えていくと、もっと活用方法もあろうかと思うのですが、その辺のお考えというのは、今回の考え方の中には入っているんですかね。

◎浜口和久委員長
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

考え方につきましては、24ページに公共施設の取り組みのイメージを図で表わせていただいております。

よく言われておりますのが複合化、こちらは、機能の異なる複数の施設を一つにまとめて活用する、集約化と言いますのは、同じ用途のものを一つにまとめるといったもので、転用となりますと違ったことに使うと。

そのほか、運営手法の見直しをしたりとか、民間施設を活用することで市の施設をなくしていくとか、そういったいろんな要素を考えながら、保有する適正な施設の保有量というものを検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。説明を見落としており申し訳ございませんでした。

こういう方法があるのであれば、そういうところをしっかりと民間活用を含めながらやっついていかないと、公共施設の管理というのは難しいのかなというふうに思っておりますので、その辺、十分に検討していただきながら取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。
宿委員。

○宿 典泰委員

総合計画がつくられるということで、今日、御報告いただいたわけなんですけれど、正直、1番課題なのがスピード感だと思うんですね。

公共施設のマネジメントが平成24年にできて、もう3年たって今の状況で、これが実際我々の手元にきて具体的に施設名があがるというような状況というのは、どういう推進の年度になっておるのかお聞かせください。

◎浜口和久委員長
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

今後のスケジュールとスピード感につきまして、御説明をさせていただきます。

この計画案を作らせていただいて、この後は、この計画を確定させていくということになるわけなんですけれども、先ほど説明させていただきました施設カルテを作っていくということがございますので、今年度はカルテの様式を定めたりとか、各課で協議をしていくためのデータ作りを事務局で進めていきたいと考えております。

来年度、平成28年度におきましては、調整組織といったものを、あるいは作業部会、こういったものを設置したいと考えております。

それから、職員向けには、公共施設の管理計画をつくった部分についての課題を共有する認識とするために、職員研修を開催し計画を職員の共通認識にしたいと思っております。

それから、各職場においては、施設カルテの作成と施設配置図をつくったり、あるいは人口ビジョンをもとにいたしまして、地域別の推計人口も推計していくことが必要であると考えております。

来年度の間では、施設類型別の計画を素案という形でつくっていきたいと思っております。この作成につきましては、調査等を行うなどの段階を踏んで策定する必要があるものもひょっとするとあるのではないかと思いますので、そういったものは除くことになるかわかりませんが、平成28年度中に個々の方向性を定める素案をつくりたいと思っております。

今、私から素案という言葉を使用したのは、議会や市民の皆様から受益者としての理解を得ることが必要であることや、今後の他の施策の動向で方向性が左右されるのではないかということを見込んで、素案という言葉を使わせていただきました。

平成29年度以降につきましては、その素案を基に住民説明会を開催するように考えております。

それから、今、委員からおっしゃっていただきましたスピード感でございますけれども、施設類型別計画を策定いたしました後は、モデル事業的に具体的に進めるということも想定をしております。

ただし、本計画を市民の皆様にお示しをし、本市の公共施設等に関する今後の課題に対する認識とか、その課題を共有いただくということも必要だろうということで、この本計画を市民の皆様にお示しするというを先に行うということによりまして、単なるモデル事業として捉えるのではなくて、取り組む必要性というものを市民の皆様にお示しただけと考えております。

なお、検討委員会の中におきましても、施設の撤去や廃止といったものは使用者にとっては後退を表す、それでもやらないといけないということを理解してもらえらるような計画にしないといけないというふうな御指摘、それから地域にうまく筋が通るような努力をしてほしいというようなところがございまして、本計画をつくって、市としての公共施設等の課題をきちんと説明する中で進めてほしいというふうな御意見をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

私のお聞きしたいのは、最後のほうの話やと思うんですけど、結局、市民の方へのアプローチというのがどのあたりになるのか。

当然、身近な施設は残しておけということだけのことになるので、今現在どれぐらいかかっておるかとか、利用者の問題であったりとか、公共施設のマネジメントをつくったときにも利用率やら利用額やら出ておったと思うんですよね。

そういったことはある程度把握もされて、それ以後、人口がふえておるわけではないので、それ以下になっておるとは思うんですよね。各施設のそういう問題点というのは、あらかたでき上がるのかなと私は思うわけなんです。

今言った素案ができ上がってから市民へのアプローチではなくて、今の状況のこのアプローチをもっと早くやらないかんのとちがうかなと思うんですよね。この総合計画はなんのためにあるんやというようなことを、もうこれは、市民向けの話と我々議会向けの話とは違うと思うので、市民に対してはもっと早く細かく作業を進めないで、その中で理解をいただける市民の方もみえるかもわかりませんから、早くそのあたりのこともスピード感を上げてやらないかんとするんですけども、そのあたりのこの計画についてもう一度お答えください。

◎浜口和久委員長
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

スピード感というところで、例えば、来年何を壊すというふうな方向性を出すというところがスピード感というふうになるのかもわかりませんが、担当しておる部署からいたしますと、施設類型別計画を策定することで実際には具体的なモデル的な事業の取り組みというものが表に出てくるんだろうと思っておりますけれども、それにつきましては、本計画を市民の皆様にお示しをしまして、このモデル事業を取り組む背景、位置づけ、重要性といったものがきちんと御理解いただけるように、全体方針をきちんとお示しをしまして、具体的な取り組みに入ってまいりたいと考えております。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

私が申し上げておるのは、結局モデル事業云々というのは、先ほど聞いたら平成29年ということになると思うんですよね。実質、そのモデル事業が皆さんの考え方に同意していただいて、市民に合意をいただいてということになると、どうです、もう2年ぐらいかかるんじゃないですか。

そうなるよ平成31年ですよ。それほどゆっくり構えてできるのかなということがあるので、僕がスピード感の話させてもらってるわけなんですよね。

今言われておる状況のこともそうですけれど、実際には、公会計の問題も含めて資産台帳を平行して作っていかないかんじゃないですか。その時の状況のことを考えると、もっとスピード感を上げてやらないと財政的には大変ですよ。

そんなにゆっくり構えていいというなら、市民は合意してくれませんよね。お金があるやないかという話になるんじゃないですかね。

そのあたりの危機感というのか、切迫感というのか、僕のほうをもっておっては困る話だと思うんですけれど、やっぱり当局の人がもっと危機感をもってやらないといかんと思うんですけれど、いかがでしょうか。

◎浜口和久委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

危機感につきましては、大変失礼ですけれども私たちももっておるつもりでございます。

今回、この計画を作らせていただきまして、大変大きな削減額が出てきたところから大変驚いておられますし、これはきちんと市全体としての課題としてとらえ、職員全体で共有するという認識を持ちながら、今後取り組んでいかなければいけないというところもございまして、その辺も職員に対しての共有する認識と、それから市民の皆様へこういった取り組みをしていくということについての説明をきちんとさせていただきながら、事業については取り組んでいきたいと考えております。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

これはお願いになるかもわかりませんが、そういうモデル事業というものはちょっとどうかなと思いますけれど、各地域で課題が違うと思うので、その課題に向けて廃止、統合という話が出てきたときには、断固としてきちんと筋が通るような形で実施をすることやないと、そのときに、またうやむやになって何であそこはやめたんやということにならんようにだけはやっていくということにさせていただきたいと、こんなことを申し添えておきます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2次伊勢市総合計画の進捗状況について】

◎浜口和久委員長

次に、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」の報告をお願いいたします。
企画調整課長。

●辻企画調整課長

申し訳ございません。御説明の前に資料に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

資料3-1 各所管別対象箇所の表、この中の産業建設委員協議会の区分の対象の欄でございます。こちらに「第7章 都市基盤整備」となっておりますが、正しくは、「第7章 都市基盤」でございます。

お詫びして訂正をいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、第2次伊勢市総合計画の進捗状況につきまして、御説明を申し上げます。

昨年10月に策定をいたしました第2次伊勢市総合計画につきましては、各政策分野ごとに数値目標を設定し、PDSサイクルにより毎年度進行管理を行うこととしております。

平成26年度の取り組みについて、各所属での自己評価を経て総合計画審議会に諮問し答申を得ましたので、その概要を御説明申し上げます。

資料3-1をごらんください。

まず、上段の表でございますが、こちらは、第2次総合計画全8章の各常任委員協議会の所管をお示ししたもので、産業建設委員協議会の所管は、第6章産業経済及び第7章都市基盤でございます。

下段は総合計画審議会の開催状況でございます。

3回の会議を経て、去る11月16日に答申をいただきました。

資料3-2でございますが、こちらにつきましては、答申書の写しでございます。

1 進捗管理（評価）のあり方と、2分野別意見で構成をされております。

1 進捗管理（評価）のあり方の（1）目的では、内容を点検し評価することによって計画の妥当性を確認し、今後の施策に反映させるという目的は妥当であるとの御意見でございます。

（2）対象では、個別施策は取り上げているものの、全体を網羅した序章への評価や法的位置づけの検討などの記述が不足していること、また、記載のない関連項目の評価につ

いては、追記などの措置をとるようにとの提案及び指摘がございました。

(3) 方法では、個別施策の評価において、庁内横断的な視点が不十分であったこと、また、評価のかさを統一するための評価シートの設計及び構築、そして、今年度の国勢調査の結果など時期に応じた適切な数値データの活用について御意見をいただいております。

裏面(4)体制、こちらでは、評価を行う主体や評価対象の明確化と庁内横断的な評価体制の整備、評価について言及をされております。

また、(5)では、評価を行う時期は、進行中の施策や今後の具体的な計画展開と関係していることから、効果的な時期を設定するようにとの提案をいただいております。

2分野別意見の産業建設委員協議会関係分は、この最後のページの第6章及び第7章に記載のとおりでございます。恐れ入りますが後ほど御高覧賜りますようお願いを申し上げます。

また、資料3-3、こちらをごらんいただきますと、平成26年度の主な取り組みと今後の方向性、また、次の資料でございますが、資料3-4は、数値指標の推移による進捗状況を各章ごとにまとめたもので、これらは総合計画審議会の諮問に付した資料でございます。

申し訳ございませんが、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、資料3-4の一覧表、こちらをごらんいただきますと、この一覧表に記載のとおり、産業建設委員協議会所管の第6章産業経済及び第7章都市基盤の自己評価結果につきましては、第6章は全13項目のうち、進捗状況が想定以上の評価Aは3項目、予定通りのB評価が7項目、想定以下のC評価が3項目でございます。

また、第7章は23項目中、Aが3項目、Bが18項目、Cが2項目でございます。

今回は、進行管理初年度ということもあって評価方法等手さぐりの部分があり、その点に関しまして、評価のあり方としてたくさんの御意見をいただきました。

これらの御意見は、次年度の進行管理に反映し、よりわかりやすいものにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組状況について】

◎浜口和久委員長

次に、「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組状況について」の報告を

お願いいたします。

農林水産課長。

●日置農林水産課長

それでは、資料4をごらんいただきますでしょうか。

「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組状況について」御説明させていただきます。

(1) 1県1組合化の推進でございます。

こちらにつきましては、平成22年に農林水産省から三重県知事あてに、「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」が通知されました。

この通知には、組織のスリム化、組合等と連合会間の事務の統合及び運営コストの削減、ガバナンスが強化された組織体制の構築及び農家サービスの維持・向上、均質な補償内容の提供及び危険分散による制度のより安定的な運営、これらの課題が記載されておりました。

この課題を解消するにあたりまして、1県1組合化の方向性が農林水産省から示されたところでございます。

続きまして、全国の検討状況についてでございます。

区分1につきましては、既に1組合化している県でございます。現在、21県が1つの組合となっております。区分1、表中のラインについては、農林水産省の通知以前にすでに1組合化しておる県で、5県ございました。

続きまして、区分2でございます。1組合化に関して組織決定をしている県であり8県ございます。

そして、区分3でございます。1組合化に関して組織決定をしておりませんが、1組合化を前提に協議会等で検討している県であり8県ございます。こちらのほうに三重県が当たっております。

なお、アンダーラインが入っている県につきましては、合併する組織内に市町村又は一部事務組合を含む県というふうなことになってございます。

そして区分4、現在、その内容も含めた検討を行なっている県というふうなことになってございます。

続きまして裏面、次のページをごらんください。

三重県の取り組みについてでございます。

三重県においても、県下7組合と連合会及び三重県とこれまで検討を行なっておりました。

それぞれの組織のメリットやデメリットがあるものの、メリットが大きいという判断をしまして、平成29年4月1日を設立期日の目標とし合併することとしました。

今後は1県1組合化に伴う事務手続を協議、検討し、各農家様へ広報紙等を活用し周知を図っていく予定でございます。

次のページをごらんください。

合併前は国、そして連合会、組合の3段階でございましたが、今後は合併後のように2段階制となります。

このような状況で、三重県における農業共済団体等の1県1組合化の協議、検討が進んでおりますことを御報告申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件につきましても、報告案件でございますが、特に発言がありましたらお願いします。
辻委員。

○辻 孝記委員

この1県1組合化に関しまして、少しお尋ねしたいと思います。

先日も、農業共済事務組合議会でも議論になっておりましたけれども、手続的なことでお聞きしたいと思います。1県1組合にするためにはどのような手続がまず必要なのでしょうか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●日置農林水産課長

1県1組合化を進めていくにあたりましては、まず、今現在の組織を解散するというふうな行為がありまして、県内7つの団体があるわけなんですけれども、それぞれで一旦解散をした上で新しい組織に移行していくと、そのような流れになっております。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。

全組合が解散するという格好になるということですが、解散する場所というのはどこに決定権があるんですか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●日置農林水産課長

今、こちらのほう、連合会というところで、それぞれの代表の方が集まっておきましてこちらのほうの承認を得て進んでいくこととなりますので、そういう意味では連合会という形になってこようかと思えます。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私が聞き及んでいるところでは、それぞれの構成市町の議会が賛成をする、しないによって変わってくると、1つでも、1自治体の議会が反対をすればこれは成立しないというふうに伺っておりますが、その辺いかがですか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●日置農林水産課長

大変申し訳ございません。

今おっしゃられるとおり、それぞれの構成団体、構成市町等で反対という意見が出てくれば、その辺については、そこから、まずは検討されるべき案件かと思しますのでよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

今回に関しましては、報告案件と書いてありますが、私は本来は報告案件じゃないと思っております。

こういった部分では、組合議会のほうでも話はさせてもらいましたが、今まで組合議会に対しましてもこの件については一切報告がなかったんですね。先日、突如出てきたような案件だったと。先ほど話がありましたように、平成22年から国のほうからは話があったと、それで進めている中で、平成24年からやっているという状況というふうに聞いていても、今まで、そうしたら議会は何をしとったんやろなというふうな感じがしますし、組合議会のほうも、なんやろなというふうに皆さん思ったというふうに思っております。

その辺のところと今回の手続きが何かちぐはぐになっているような感じがするんですが、その辺、やっぱり反省すべきところとか、どこが反省すべきかわかりませんが、伊勢市の行政なのか組合議会なのかかわかりませんが、そのところは明確にしていけないと、今後この1県1組合化という方向に向けていくにしても、どこかひとつ議会がだめだと言ってしまったら、いくらほかの市町がオーケーと言っておってもだめだということになりますので、その辺のところというのは丁寧にやってもらわないと、メリット、デメリットというのが本当にどこにあるのかというのが、書いてはございますけれど、申しわけないけど当局の都合で書いておるものでございますので、その辺のところも調査させてもらわないかということと、資料提供というのはもっと必要だと思いますが、その辺はどう考えていますか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●日置農林水産課長

今、委員仰せのとおり、非常に今まで何十年とこのような形でやってきて、その中で、その時々で合併をしてきた農業共済でございます。

そして、今回、1県1組合化という大きな話でございますので、それぞれ農業共済の団体と協議をさせていただきながら、できるだけ情報を共有、そして協議させていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

具体的に保険料率とか、災害の関係の補償関係等が違ってくるといふふうに伺いました。

その辺のところを県下一本でやっていくといふところが、農業者にとってメリットなのかデメリットなのか、ちょっとよくわからないところがあるんですが、その辺は実際どういふふうにお考えですか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●日置農林水産課長

その部分については、今、大きな、その保険料が変わってくるとかいう話にはなっておらないといふような話は聞いてはおるんですけども、今、おっしゃられるみたいに、内容がわからなければその辺もなかなか理解できる部分ではないと思っておりますので、その部分につきましても双方で話をさせていただきながら情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

情報提供よろしくお願いいたします。

例えば、1県1組合化になったときに、今まででしたら伊勢地域におきましては組合議会がございまして、組合議会でチェックをかけるというふうな状況であったわけですが、1県1組合化になったときに、その財政的なことも含めてですが、チェックするのはどこの機関がするんですか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●日置農林水産課長

今までは、一部事務組合という形でありましたので、それぞれの市町から代表というふうな格好で出てきておったのが、今回は団体営というふうな格好になってまいりますので、こちらのほうについては、その団体の中で決まってくるというふうな話になります。

ですので、その部分につきましては、団体で構成される形というものがどのようになるかということが決まってくるというふうな話になるんですが、これまでのように一部事務組合という形ではございませんので、この市町のそちらに対する影響ということは、かなり低くなるというふうな格好になろうかと思えます。

その辺につきましては、情報を得ながら先ほどの話と同様、情報提供させていただきたいと思えます。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

もう1点、この前の組合議会でも話があったんですが、職員の待遇、処遇に関しましてのことがいろいろ議論になったわけでございますけれども、その辺のところというのほどのように考えておられますか。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●日置農林水産課長

今、おっしゃられましたように、非常に職員の処遇というのはなかなか難しいところがございます、こちらのほうにつきましては、今までですと一部事務組合というふうな格好のなかでということですので、どちらかという公務員的な処遇であったものが団体営という格好になりますと、いわゆる民間と同じような扱いになってまいります。

こちらのほうにつきましては、農業共済組合等々と話をしながら、関係市町の中でそれぞれの対応をさせていただいておる次第でございます。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員
わかりました。

その辺のところを職員との話し合いも含めてしっかりと捉えてあげてほしいなと思っていますので、よろしく願います。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。
会議の途中ですが、10分間休憩します。

休憩 午後3時9分

再開 午後3時18分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

【伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について】

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について」の報告をお願いいたします。
農林水産課長。

●日置農林水産課長

それでは資料5をごらんください。

「伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について」説明をさせていただきます。

1 施設の目的と整備状況についてでございますが、こちらにつきましては、観光客誘致を主とし地域住民憩いの場、産業振興、地域の活性化を目的とした自然資源活用型交流促進施設として、平成12年に現在のしょうぶ園と一体とした農産物等直売施設を整備いたしました。

続きまして、2 施設管理の経緯についてでございます。

こちらのほう、完成当初より地元自治会が、二見町松下区でございますが、主体となった組織、二見しょうぶロマンの森維持管理組合に管理業務委託をしてまいりました。

そして、平成18年9月より同組合を指定管理者といたしております。

この後、二見しょうぶロマンの森維持管理組合は法人化し、一般社団法人民話の駅蘇民となり、平成26年度から引き続き現在の指定管理者となっております。

続きまして、3 指定管理の状況についてでございます。

指定管理者は、先ほど申しました一般社団法人民話の駅蘇民、指定管理基本協定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日となっております。

指定管理料は2,433万5,486円、これが5年間の金額となっております。年平均しますと480万円ほどになります。

そして、年間来客者数ですけれども、平成26年度につきましては、13万8,450人となっております。

続きまして、4指定管理者の更新についてでございます。

これまで、指定管理の更新につきましては、市は、二見しょうぶロマンの森維持管理組合は地元自治会を中心に組織された団体であり、当施設の設置目的を達成できる団体として指定管理を行ってまいりました。

現在、一般社団法人民話の駅蘇民につきましては、地元自治会と法人との間で組織の運営方針について協議中でありまして、指定管理の期間につきましては、従来の指定管理期間の5年とせず平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上が、「伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（民話の駅 蘇民）の指定管理について」御報告申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件になりますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【サンライフ伊勢の指定管理について】

◎浜口和久委員長

次に、「サンライフ伊勢の指定管理について」の報告をお願いいたします。
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは、サンライフ伊勢の指定管理につきまして、御報告申し上げます。

資料6を御高覧ください。

本件につきましては、来年4月からの指定管理3期目を迎えるに当たりまして、指定する期間を3年としようとするものでございます。

サンライフ伊勢は、昭和59年9月、当時の雇用促進事業団によりまして、中高年齢労働者の福祉と文化向上のために伊勢市八日市場町13番13号に開設されまして、平成15年4月、伊勢市が取得いたしました後は、勤労者の雇用の促進、健康の増進、ならびに体力及び教養文化の向上を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的といたしまして管理運営を行ってまいりました。

その後、平成18年9月に指定管理者制度を導入いたしまして、現在はその2期目ということでございまして、来年4月には更新を迎えます。

しかしながら、当該施設が築後30年以上経過しており老朽化が懸念される中で、施設の

あり方について検討を進め、3年以内に一定の結論を得たいと考えております。

このことから、第3期の指定期間につきましては、現在と同じ5年間ではなく検討期間を考慮いたしました3年とするものでございます。

また、御参考までに現在の指定管理の状況でございますが、指定管理者は一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター、指定管理料は5年間で2,822万8,972円、また、施設の年間利用者数は平成26年度実績で6万6,797人となっております。

なお、来る市議会12月定例会には、来年4月からの第3期の指定管理者の指定に係る議案を提出させていただきたく、準備を進めているところでございます。

以上、サンライフ伊勢の指定管理にかかる指定期間を3年に変更することにつきまして、御報告を申し上げます。

よろしくお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【お伊勢さんプレミアム付商品券について】

◎浜口和久委員長

次に、「お伊勢さんプレミアム付商品券について」の報告をお願いいたします。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは、お伊勢さんプレミアム付商品券につきまして、発行者であります伊勢商工会議所からの情報をもとに作成いたしましたお手元の資料に基づき、御報告を申し上げます。

お伊勢さんプレミアム付商品券につきましては、地元中小企業者等の販売意欲ならびに消費者の購買意欲を高め、官民連携による地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、本年6月に5万冊、8月には追加といたしまして1万冊、合計6万冊を発行いたしております。

おかげさまで御好評をいただき、初回は発行数の5万冊を超えます5万7,694冊分を1万2,890人の方から御応募いただき、先着順及び抽せんによりまして1万918人の方が当選されましたけれども、引きかえられずに残った商品券が321冊ございました。

追加分につきましては、発行数の1万冊の3倍以上となります3万243冊分を1万6,028人の方から御応募いただき、初回未交換分を加えました1万321冊をお1人1冊ずつといたしまして抽せんを行い、当選された1万321人すべての方が10月16日までに引きかえられ完売いたしております。

販売されました商品券の使用期間は、8月1日から12月31日までの5カ月間といたしておりますが、使用された商品券の換金につきましては、月半ばと月末の2回行なうことといたしまして、8月17日の第1回目から11月2日の第6回目までの合計は、発行額面総額7億2,000万円の約68.3%にあたります4億9,170万3,500円となっております。

このうち約56.1%にあたります2億7,569万1,000円が、登録870店舗中35の大型店、残る2億1,601万2,500円が835の中小規模店舗により換金されております。

また、商品券の引き換え購入時にお渡しいたしておりますアンケートの11月4日現在の回収状況は、記載のとおりとなっておりますけれども、御参考までに資料には記載いたしておりませんが、アンケートの項目とその回答内容をいくつか御紹介させていただきます。

例えば、商品券を何に使ったかという問いに対しまして、ふだんの買い物に使ったとする回答が金額にして約7割分、商品券入手をきっかけとして商品等を購入したとする回答が同じく約3割分ということでございました。

また、今回の商品券の発行が商業の活性化に役立ったかという問いに対しまして、そう思うと答えていらっしゃる方が約6割いらっしゃったとのことでございます。

まだまだアンケートの回収は続いておりまして、最終的な集計を行って取りまとめがなされましたら、また、御報告させていただきたいと考えております。

報告は以上でございます。

よろしくお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

アンケートが義務化されてきておる部分が本来はあるんだと思いますが、アンケートの回収がなかなか、書類を冊子でもらった形になっていて、忘れてしまったとか紛失したとか、そういうことがあるかと思うんですが、その辺の再調査とか追いかけてというのはどんなふうに行なわれるんですか。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

引き換え時にお渡しするアンケートでございますので、なかなかアンケートに答えていただかずに、この件数を見ましても初回が362名、追加が232名ということでございますので、お求めになられた方からするとかなり少ないかなと考えます。

その辺につきましては、発行主体の商工会議所とも話をしまして、何らかの手立てを

打っていきたいと考えますし、それからまた、今後、これは消費者の方のアンケートでございますので、事業者さんに対するアンケートも当然のことながらしていただく予定としておりますので、それとあわせて商工会議所と連携をとってやっていきたいと考えます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢お得旅商品券事業について】

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢お得旅商品券事業について」の御報告をお願いいたします。

観光誘客課長。

●東世古観光誘客課長

それでは、伊勢お得旅商品券事業につきまして、お手元の資料に基づき、御報告申し上げます。

伊勢お得旅商品券につきましては、伊勢市外にお住まいの旅行者を対象に、伊勢へ旅することへのお得感を感じていただき、旅行先として伊勢を選んでいただくことを目的といたしまして、本年7月1日に500円券を4枚で1セットとしまして、2万6,250セットを発行いたしました。

宿泊者は25セット5万円、それ以外の方につきましては、3セット6,000円を購入限度額とさせていただきますが、9月30日に完売いたしました。

使用可能期間につきましては、販売開始当日から12月31日までの6カ月間といたしております。

使用された商品券につきましては、9月末と来年2月の2回に分けて換金することといたしております。第1回目は8月末で一旦締めさせていただきます。発行額面総額5,250万円の約73.3%に当たる3,849万2,500円となっております。

なお参考までに、9月と10月に使用された分といたしましては、1万2,334枚、額面で616万7,000円となっております。10月末までに4,465万9,500円が使用されたこととなっております。

また、販売時において購入者に対しアンケートをお願いいたしておりますが、その結果につきましては現在集計中でございますため、取りまとめができましたら御報告させていただきますと考えております。

なお、商品券を販売していただいた店舗様からは、お客様からも非常に好評であり、また消費喚起につながっているとの声をいただいております。

報告は以上でございます。

よろしくお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会いたします。

開会 午後 3 時 32 分